

農業経営基盤強化の 促進に関する基本構想

平成18年 5月
(最新改正 令和4年7月)

西 目 屋 村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 西目屋村の農業構造

西目屋村の総面積は、24,602haあり、このうち農用地は、水田が202ha、りんご園が48ha、畑が13haで全体の約1%が農業に利用されており、米とりんごが大半を占めている。

西目屋村は、山間地域に位置し農地面積の割合が低い上、1ha以下の小規模農家と2ha以下の中規模農家が地域農業全体の75.7%を占めている。農業従事者を年齢別に見ると65歳以上の占める割合が年々上昇しており、農業経営者の高齢化が一層深刻化している。

その中であって近年、中山間地域総合整備事業や担い手育成基盤整備事業等により農業生産基盤の整備、生活環境施設の整備が進められてきた。

国土交通省直轄事業による「津軽ダム」建設に伴い農地が減少し、今後は現在の土地利用型農業から施設を利用した集約型農業への転換が進むと予想されている。

西目屋村の農業振興の方向は、生産基盤及び近代化施設の整備により生産体系の強化を図り、農業協同組合を主体とした集出荷と販売の確立を目指し、高生産性の農業を推進する。

そのために新規就農者の確保も不可欠で、担い手の育成や農作業の受委託、賃貸借権の設定等による農地の集積を推進する。

その他当村の特徴である白神山地のふもとの「親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや」として、自然を生かした生活環境施設の整備を進め魅力ある農村社会の建設をめざすものである。

2. 西目屋村農業の基本方向

このような現状を踏まえ、これからは中山間地域という西目屋村の特色を生かした地域農業の発展に努めることを基本とし、創造力が旺盛でチャレンジ精神を持ち、状況変化に柔軟に対応できる経営感覚に優れた担い手の育成確保に努める。

○地域農業発展のための具体的な基本方策

- ① 優良農地の確保、保全
- ② 土地基盤整備の促進と関連施設の整備による農作業環境の改善
- ③ 農地の集団化及び連担化と担い手への利用集積の促進
- ④ 兼業農家や高齢農家が所有する農地を取り込んだ作業受委託の促進
- ⑤ 集団的な土地利用の促進による作業規模の拡大と農業機械の過剰投資の解消
- ⑥ 限られた農地を有効活用するための高収益作物の導入
- ⑦ 夏季冷涼な地域特性を生かした野菜・花きの生産振興
- ⑧ 世界遺産白神山地など地域資源と調和のとれた観光農業の促進
- ⑨ 地域を一つの会社としてとらえ経営する「地域経営」の推進
- ⑩ 新規就農者に向けた研修・サポート体制の強化や、計画的な経営継承の支援及び地元農業法人の多角化による地域雇用の創出
- ⑪ スマート農業化・農地中間管理事業の活用を促し、経営体への農地の集約化を狙う

3. 基本構想の目的

西目屋村はこのような現状及び見通しの下に、西目屋村農業が抱えている課題を克服し、農業が他産業に就業している人と均衡する所得を確保しつつ、将来の農業経営の目標を明らかにし、農業経営に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な農業指標は西目屋村の地域特性、及び西目屋村と周辺市町村の優良経営、青森県の定める所得目標値等を考慮し、10年後の目標値を設定する。地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する、世帯全体の年間農業所得を370万円～420万円程度（主たる農業従事者1人当たり270万円～320万円程度）と想定し、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり）2,000時間程度の水準を実践できるよう誘導するものとする。また、これらの経営が、西目屋村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、このうち新規就農者については、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得として、経営体の目標の5割程度とする。

4. 基本的施策

西目屋村では農地面積が小さいこと、農地の立地条件が劣ること、安定的な兼業農家の占める割合が高いことなどから、近年農地の流動化が低迷傾向にあるが、現在実施している農地中間管理事業を一層活発化し、併せて農業委員などによる掘り起こし活動の強化を図りながら農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

さらに、このような農地の流動化による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとする。このため、関係機関と協力しながら農業協同組合が中心となって農作業受委託等の実践に係る機構の設置に努めることとし、意欲的な農業経営者の規模拡大に資するよう努めるものとする。

特に近年、高齢化などによる離農者増加から、遊休農地化が見込まれる懸念については、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む上で高齢農家、女性農業者、第2種兼業農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他の農家にも基本構想、その他の施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。

5. 経営に関する指導

西目屋村は、農業委員会、農業協同組合、中南地域県民局地域農林水産部等で構成する「西目屋地域担い手育成総合支援協議会」を中心に、実務者クラスの指導チームを設置し、県及び農業協同組合等の協力を得て認定農業者又は、今後認定を受けよう

とする農業者、農業経営体等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を取り入れた生産方式や、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、適切な資金計画の下で有利販売を目指した施設設備や、経営改善に要する投資を行うための「経営体育成特別融資制度」等の制度資金の活用を図るものとし、その資金の認定については日本政策金融公庫、県信用農業協同組合連合会、県農業信用基金協会等の参画を仰ぎつつ濃密的な指導を展開する。

6. 基本構想の推進

法に基づく青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「県基本方針」という。）に即しつつ、西目屋村が掲げる「村内の資源を活かした産業の活性化」（西目屋村総合計画 第2期西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略）の基本理念を踏まえ、西目屋農業振興地域整備計画など関係諸計画との整合性を図るものとする。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

西目屋村の過去3年間の新規就農者は1人と少数であり、従来からの基幹作物である水稻・りんごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、西目屋村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等（以下「新規就農者等」という。）を確保し、法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた新規就農者等（以下「認定新規就農者等」という。）への育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や県基本方針に掲げられた新規就農者等の育成・確保目標300人を踏まえ、西目屋村においては当該青年等の確保及び現在の雇用就農の受け皿となる法人の増加を目標とする。

新規就農者数については、独立自営と雇用就農を合わせて年間1人を目標とする。

<新規就農者数の目標>

区 分	目標（R12）
新規就農者数	1人／年

イ 新規就農者等の労働時間・農業所得に関する数値目標

西目屋村及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得150万円～200万円程度）を目標とする。

（3）新規就農者等の確保に向けた西目屋村の取組

上記に掲げるような新規就農者等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対しては地域の合意形成に基づく「人・農地プラン」の見直しを推進しながら、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については中南地域県民局地域農林水産部、つがる弘前農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として現に村内で高収益の経営を展開している優良事例を踏まえつつ、西目屋村における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

○個別経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主食用 米＋果 樹	経営面積 240a 主食用米 80a りんご 160a 家族労働力 2.0 人	資本装備 りんご S S 1000ℓ トラック 2 t 草刈機 1 台 高所作業台 1 台 水稻 トラクター 30ps 田植機 6 条 コンバイン 4 条 ・水稻播種関係の機 械類は4戸共同 ・乾燥・調整は農業 協同組合委託	1 経営の合理化、健全化を進めるため複式簿記を行い、青色申告を実施する。 2 経営内容を的確に把握し、分析するため、パソコンの活用を図る。	1 休日制の導入 2 社会保険等の加入 3 農繁期における臨時雇用従事者の確保 4 軽作業についてパート雇用の確保

○組織経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主食用 米+ 畑作	経営面積 2,400a 主食用米 1,000a (作業受託 500a) そば 700a 大豆 700a 主たる従事者 4人	資本装備 乗用トラクター 30ps 2台 田植機 6条 トラック 2t コンバイン 4条 汎用コンバイン 1台 ・主食用米の一部は 直播栽培 ・主食用米とそばと 大豆の病虫害防除と 乾燥調製は委託	1 経営と家計の 分離を図り、経 営の合理化、健 全化を進める ため複式簿記 を行い、青色申 告を実施する。 2 経営内容を的 確に把握し、分 析するため、パ ソコンの活用 を図る。 3 経営の安定性、 永続性を高め るため経営管 理を強化し、法 人化を推進す る。	1 農業従事者を 安定的に確保 するために、休 日・給料制の導 入に努め、雇用 労働者の恒常 的な雇用を要 する経営体で は、社会保険へ の加入に努め る。 2 他産業並の労 働時間を実現 するため、季節 雇用者の適切 な導入を図る。 3 労働環境の快 適化を進める ため、作業環境 の整備に努め る。 4 機械作業の安 全・休息時間等 の確保に努め る。 5 IoT 機器の活 用や、圃場構成 の見直しによ る作業機械化 により、農業従 事時間を軽減 する。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に西目屋村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえると共に、スマート農業や省力技術の導入や生産基盤の整備に向けた、西目屋村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

○個別経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	経営面積 130a りんご 130a 家族労働力 2. 0人	資本装備 SS 10000 乗用草刈機 15ps 運搬車 トラック フォークリフト 防風施設 その他 品種構成 ふじ 100a つがる 30a	1 経営の合理化、健全化を進めるため複式簿記を行い、青色申告を実施する。 2 経営内容を的確に把握し、分析するため、パソコンの活用を図る	1 休日制の導入 2 社会保険等の加入 3 農繁期における臨時雇用従事者の確保 4 軽作業についてパート雇用の確保 5 IoT 機器の活用や、圃場構成の見直しによる作業機械化により、農業従事時間を軽減する。
野菜	経営面積 25a ミニトマト 15a にんにく 10a 家族労働力 2. 0人	資本装備 トラクター 50ps 動力噴霧器 4.7ps 軽トラック 冷蔵庫 乗用草刈機 パイプハウス 330坪 その他 規格外品は産地直売		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する地域における農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する地域における農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する地域における農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積のシェア：90%
なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地の面的集積を促進していくため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業による農地の貸借等を仲介する調整活動を積極的に行いながら農地利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

注1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標は個別経営体、組織経営体の農用地利用面積のシェアの目標である。

なお、農用地利用面積には、基幹的農作業（水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2 目標年度は、令和12年度とする。

2. その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

西目屋村の平坦部では水稻、山間部ではりんごを主体とした土地利用型農業を展開し、認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積が進んではいるものの、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地のビジョン

西目屋村では、今後更に農業従事者の高齢化が進み、農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図り、農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。そのため、農地中間管理機構が、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、高齢農家や離農農家などから農地を引き受け、担い手農家の農地の保有及び利用状況、営農類型の特性、地理的条件などを踏まえながら、更なる担い手農家の農作業の効率化が図られるよう面的にまとまった形で利用集積する取組を推進する。

その際、村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

西目屋村の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、村関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）、地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
土地改良事業	大秋地区	R 1 年～R 4 年	ため池整備
	大秋地区	H 2 8 年～R 6 年	用水路整備
	村市地区	H 2 8 年～R 6 年	用水路整備
	白沢地区	H 2 8 年～R 6 年	農道整備
	田代地区	H 2 8 年～R 6 年	農道整備

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

西目屋村は、青森県が策定した「県基本方針」の第4「農業経営体等を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、西目屋村農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化、高齢化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

なお、農業委員会による農用地の利用調整の取組における都市的土地利用との調整は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）以下「基本要綱」という。）別紙6の第3のとおりとする。

また、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整は、基本要綱別紙8のとおりとする。

西目屋村は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 利用権設定等促進事業については、農地中間管理機構及び西目屋村農業委員会などが相互に連携しあい各地域の特性を生かしつつ経営体の農業の発展が図られるよう適切な運用に努める。

イ 県の農地中間管理機構が行う農地の中間保有、再配分機能を活用し認定農業者等への集積に努める。

ウ 農用地利用改善団体などの活動に当たっては、農業協同組合の集落活動や普及事業との連携のもとで、認定農業者などの経営改善計画が達成されるよう十分配慮するものとする。

エ ほ場の大区画化を推進するため、基盤整備事業などの積極的な導入を図るとともに交換耕作や換地、交換分合を契機とした利用権の設定、農作業受委託などの総合的推進などにより、地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

さらに農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件は次のとおりであるが、極力、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用することを促すものとする。

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は、近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法１１条の５０第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第３項に規定する農地中間管理事業及び法第７条第１号に規定する事業を行う農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第１８条第２項第６号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第３条第３項第３号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつこれら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第７２条の１０第１項第２号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 西目屋村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 西目屋村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当り農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当り農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
 - エ 津軽森林計画対象森林の土地である場合には、当該土地が農用地区域内又は農用地区域編入予定区域（農振法の農用地区域内に含めるべき区域として、林業関係者・団体を含めた西目屋村農業振興整備促進協議会において調整を了し、以後の手続きを行うことを決定された区域をいう）内の土地であること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 西目屋村は、法第6条の規定による基本構想の同意後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 西目屋村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度農用地利用集積計画を定める。
- ③ 西目屋村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も、農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 西目屋村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者、又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、西目屋村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 西目屋村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は、第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって、農用地の利用の集積を図るため利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 西目屋村の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 西目屋村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合にはその要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 西目屋村は、(5)の②、③及び④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、西目屋村は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 西目屋村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに、利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件、その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

西目屋村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

西目屋村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(5)の①から⑥までに掲げる事項を西目屋村の掲示板への掲示により公告する。

なお、西目屋村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

西目屋村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

西目屋村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方、又は双方の申出に基づきその円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 西目屋村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農用上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 西目屋村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 西目屋村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を西目屋村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 西目屋村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとする。

(14)(3) から (13) に関する農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

(3) から (13) に記載された事項を実施するに当たっては、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と適切な連携を図るものとする。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

西目屋村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を西目屋村に提出して、農用地利用規程について西目屋村の認定を受けることができる。

② 西目屋村は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 西目屋村は、②の設定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を西目屋村の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 西目屋村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7） 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8） 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 西目屋村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 西目屋村は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、中南地域県民局地域農林水産部、西目屋村農業委員会、つがる弘前農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、西目屋地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1） 農作業の受委託の促進

西目屋村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は意欲的農家の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化を図るため、農作業受委託促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

西目屋村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式や経営管理の高度化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに意欲と能力のある者が幅広く、かつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、国の新規就農者支援事業の活用、担い手としての女性の能力を十分発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成確保を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制、給料制の導入や家族経営協定の拡大、高齢者、非農家等の労働力の活用システム等の整備を推進する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の7(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

公益社団法人あおもり農業支援センターや中南地域県民局地域農林水産部、つがる弘前農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、村内の集落営農や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学校が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

西目屋村が主体となって中南地域県民局地域農林水産部、農業委員、つがる弘前農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、実質化した人・農地プランの見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために西目屋村認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。また、西目屋村特産会とも連携して、道の駅津軽白神への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる支援に限らず、つがる弘前農業協同組合が運営する直売施設「四季彩館」への出荷の促進、他産業の経営ノウハウの習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の実質化した人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の新規就農者支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等や、県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益社団法人あおもり農業支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については青森県営農大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては中南地域県民局地域農林水産部、つがる弘前農業協同組合、西目屋村認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

西目屋村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 西目屋村は、経営体育成基盤整備事業（平成19年度～平成24年度）、中山間地域総合整備事業（平成28年度～平成33年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の整備を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図るよう努める。

イ 西目屋村は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 西目屋村は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

西目屋村は、認定農業者等の担い手を育成・確保し、担い手に対する農地利用集積を促進するとともに、遊休農地の解消と優良農地の確保を図り、地域農業における構造改革の加速化を図るよう努める。

エ 西目屋村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

西目屋村は、村、農業委員会、中南地域県民局地域農林水産部、農業協同組合、土地改良区、生産組織等で構成する西目屋地域担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。西目屋地域担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について各関係機関、団体別の役割、行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確にし、関係者が一体となって、地域農家の合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう西目屋地域担い手育成総合支援協議会のもとで各関連機関と連携する考え方等について記述し、西目屋村は相互協力体制の推進に向けて配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本的な構想は、法第6条第5項の規程により青森県知事の同意を受け、同条第6項の規程により公告した日から施行する。
2. 改正後の基本構想は平成21年3月30日から施行する。
改正後の基本構想は平成22年4月30日から施行する。
改正後の基本構想は平成24年3月30日から施行する。
改正後の基本構想は平成26年9月30日から施行する。
改正後に基本構想は平成29年2月20日から施行する。
改正後に基本構想は令和4年7月6日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 農業協同組合等（農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、(当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合……法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができると認められること
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は 3 年（農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる場合その他特別な事情があると認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のものので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のものので定められ	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のものので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき西目屋村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

	る借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律の施行について(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。		
--	--	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には委託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役、又は理事は所有の手続きを経て設立又は変更の登記を行なうものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。